

設立認証申請前に行う定款のチェックポイント

申請前に定款の確認資料として使用ください。

【名称】

<input type="checkbox"/> 公序良俗や法令に違反するような名称でないこと
<input type="checkbox"/> 他の法令に基づく名称使用制限に違反していないこと
<input type="checkbox"/> 国又は地方公共団体の機関等と誤認させるおそれのある名称でないこと

【事務所の所在地】

<input type="checkbox"/> 事務所の所在地が所轄庁の管轄地域内であること
<input type="checkbox"/> 主たる事務所の所在地の表示を最小行政区までの表示にとどめている場合は、登記に備えて設立総会議事録などで番地までの決定を行った旨の記載がなされていること
<input type="checkbox"/> 複数の事務所がある場合は、すべての事務所を記入していること

【目的】

<input type="checkbox"/> 主たる目的が、別表に掲げる20項目のいずれかに該当するかが明確に判断できるように記載されていること
<input type="checkbox"/> 目的が不特定多数かつ多数のものの利益の増進に寄与するものであることが明確に判断できる程度のものであること
<input type="checkbox"/> 抽象すぎずに、ある程度具体性・明確性を備えていること
<input type="checkbox"/> 宗教活動・政治活動・公職の候補者の支持等が記載されたり、特定の政党のために利用するような記載がないこと
<input type="checkbox"/> 暴力団等の統制下等にあると解釈できるような記載がないこと
<input type="checkbox"/> 営利（剰余利益の配分）を目的とするような記載がないこと
<input type="checkbox"/> 特定の個人又は団体のための利益を目的として事業を行うと解されるような記載がないこと

【活動の種類】

<input type="checkbox"/> 必ず、法第2条別表の定める20項目の中から選択していること
<input type="checkbox"/> 目的や事業との整合性があること

【事業の種類】

<input type="checkbox"/> 目的・活動の種類と事業の種類が整合性あること
<input type="checkbox"/> 具体的な事業の種類が記載されていること
<input type="checkbox"/> 特定非営利活動、その他の事業との区分がなされていること
<input type="checkbox"/> 営利を目的とすると解されるような記載がないこと
<input type="checkbox"/> 特定の個人又は団体の利益を目的として事業を行うような記載がないこと
<input type="checkbox"/> 宗教活動・政治活動・公職の候補者の支持等でないこと及び暴力団等の統制下等でないこと、特定の政党のために利用すると疑われるような記載がないこと

【社員の資格の得喪に関する事項】

<input type="checkbox"/> 入退会について不当な条件を付していないこと
<input type="checkbox"/> 「社員」以外の名称を用いる場合、この法律上の社員にあたるものがどれかが明確になっていること
<input type="checkbox"/> 提出金を返還する旨の規定がないこと
<input type="checkbox"/> 加入の決定が団体側の恣意に委ねられているような規定でないこと
<input type="checkbox"/> 入会金や会費の額が高すぎたり、その決定が恣意的にできるような規定でないこと
<input type="checkbox"/> 退会の自由を不当に制限するものではないこと

【役員に関する事項】

<input type="checkbox"/> 役員定数は、理事3名以上、監事1名以上となっていること
<input type="checkbox"/> 役員の任期は、2年以内で定めていること
<input type="checkbox"/> 監事の職務は、法第18条の規定よりも狭く限定していないこと
<input type="checkbox"/> 理事、監事以外の名称を用いる場合は、法上の理事、監事がどれにあたるかが特定できるようにしてあること
<input type="checkbox"/> 顧問等の役職を置く場合は、法上の理事、監事と区別されていること
<input type="checkbox"/> 役員の欠格事由や親族制限について、法の規定に反する記載がないこと
<input type="checkbox"/> 監事の兼職禁止について、不適当な記載がないこと
<input type="checkbox"/> 理事の代表権の制限について、不適当な記載がないこと
<input type="checkbox"/> 報酬を受ける役員について、法の規定（1/3以下要件）に反する記載がないこと

【会議に関する事項】

<input type="checkbox"/> 年1回以上、社員総会を開くこととしていること
<input type="checkbox"/> 総会の招集方法について定めていること（少なくとも5日前に会議の目的を示し参集）
<input type="checkbox"/> 総会の権限として、少なくとも定款の変更、解散、合併については総会で議決することとしていること
<input type="checkbox"/> 社員の表決権について、法の規定に反する記載がないこと
<input type="checkbox"/> 表決権がない場合（利害関係のある事項に関する議決）について、法の規定に反する記載がないこと

【理事会】

<input type="checkbox"/> 理事会の権限について、総会の権限等と重複したり矛盾していないこと
<input type="checkbox"/> 理事会の議決方法について、法の規定に反する記載がないこと

【資産に関する事項】

<input type="checkbox"/> 特定非営利活動、その他の事業に応じて、区分されていること（但し、その他の事業をする場合のみ）

【会計に関する事項】

<input type="checkbox"/> 予算や決算について定めていること（但し、予算主義を採用していない場合の予算は別）
<input type="checkbox"/> その他の事業を行う場合は、特定非営利活動事業と区分して会計を行うとしていること

【定款の変更に関する事項】

- | |
|---|
| <input type="checkbox"/> 定款の変更手続きについて、法の規定に反しないこと |
|---|

【解散及び合併に関する事項】

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> 残余財産の帰属先について定める場合は、法第11条第3項に定める者（特定非営利活動法人、国又は地方公共団体、公益社団法人又は公益財団法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人）のいずれかから選定されていること |
|--|

- | |
|---|
| <input type="checkbox"/> 解散の手続きについて、法の規定に反していないこと |
|---|

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> 合併の手続きについて定めるところは、法の規定に反していないこと |
|--|

【広告の方法】

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> 記載された方法に問題がないこと |
|--|

【附則関係】

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> 定款の施行日が「成立の日」となっていること |
|--|

- | |
|---|
| <input type="checkbox"/> 設立当初の役員が、明記されていること（議事録と整合がとれていること） |
|---|

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> 設立当初の役員の数、定款に定める定数の範囲内であること |
|--|

- | |
|---|
| <input type="checkbox"/> 設立当初の役員の任期が、2年以内となっていること |
|---|

- | |
|---|
| <input type="checkbox"/> 設立当初の事業年度は、定款に定める事業年度と整合がとれていること |
|---|

- | |
|---|
| <input type="checkbox"/> 設立当初の入会金や会費が、不当に高くないこと（議事録と整合がとれていること） |
|---|

- | |
|---|
| <input type="checkbox"/> 附則で引用している本則の条文の数字が誤っていないこと |
|---|